

必ず読んでください

令和7年度被扶養者資格調査に関する留意事項

令和7年7月4日

1 はじめに

調査の対象者を有する組合員については、各所属所・各職場を通じて「令和7年度 被扶養者資格調査書」（以下「調査書」という。）を配布しています。

調査書の配布を受けた組合員においては、必要事項を記入の上、下記2に掲げる区分に応じた書類を添えて、各所属所・各職場において定められた期日までに勤務先の共済組合事務担当課へ提出をしてください。

2 調査書に添付する書類について

扶養手当の受給の有無に関わらず、調査書に添付を要する書類については、以下のとおりです。複数の区分に該当する場合は、それぞれに添付書類が必要です。

区分	添付書類
年金受給者	年金が決定しているときは、次のうちいずれか1点 ・年金改定通知書の写し ・年金支払通知書の写し （令和7年度における改定後の額がわかるもの） 年金が決定していないときは、年金額の試算書など年金額が確認できるものの写し ◆ 年金については、遺族や障害を事由とするもののほか、年金生活者支援給付金についてもこれに含まれます。
【注意】今年度は、年金額の増額改定が行われています。	
給与所得者	次のうちいずれか1点 ・令和6年分の源泉徴収票の写し ・令和7年1月から6月までの給与支払証明書の写し
農業所得者 事業所得者 不動産所得者	令和6年分の収入・支出それぞれの費用内訳がわかるもの（例：確定申告書や青色申告決算書等）の写し ※事業における必要経費については、3ページの「3 事業所得に関する事項」を参照
重度心身障害者	次のうちいずれか1点 ・障害者手帳（等級が1級又は2級であるもの）の写し ・療育手帳の写し（判定がAであるもの） ・障害を給付事由とする年金証書（等級が1級又は2級であるもの。以下同じ。）の写し ・障害を給付事由とする年金に係る改定通知書の写し（調査時点において直近のもの） ・県単位実施医療費助成事業（県障）の対象者であることが確認できる書類の写し

長期療養者・ 病弱者	医師による診断書の原本 (就労不能である旨の記載があるもの)
学生・生徒 (注1)	次のうちいずれか1通 ・有効期限が明記された学生証の写し ・令和7年4月1日以降に発行された在学証明書(原本)
求職活動中 である者 (注2)	次のうち①については、i及びiiのいずれも必要。 ②から④までに掲げるものについては、いずれか1点。 ① 求職活動中であることを証するもの i 公共職業安定所に求職をした受付票(ハローワークカード等)の写し ii <u>令和6年8月1日から令和7年8月31日までの間に おいて実際に求職活動をしたことを証する書類</u> の写し (例:企業からの求職申込受付メール) 【注意】 「ハローワークカード等の写し」のみでは、引き続き認定することはできません。調査基準日(令和7年8月1日)前後の期間内において実際に求職活動をしたかどうかを明らかにする書類を併せて提出する必要があります。 ② 採用試験に係る受験票の写し又はこれに準ずる通知の写し ③ 就職をするために必要となる国家資格試験等の受験票の写し又はこれに準ずる通知の写し ④ 就職をするために必要な技能の習得等を行っていることが客観的に確認できる書類の写し
<u>上記のいずれにも 該当しない者</u> であ って無収入である 者	・調査書内の、当共済組合が個人番号による情報連携を利用し前年の所得に関する情報を取得することに対する同意欄に、被扶養者による自署又は記名押印がある場合は、添付書類不要。 ・当該同意欄に自署又は記名押印が無い場合は、令和6年分の所得証明書(無所得証明書)の写し。

(注1) 学生とは、学校教育法第1条に規定する学校に在学する者(定時制課程、通信制課程、夜間課程及び通信による教育を受けている者を除く。)をいう。

生徒とは、同法第134条に規定する各種学校のうち、修業年限が1年以上である学校に在学する者(夜間課程及び通信制課程を受けている者を除く。)をいう。

(注2) 受験票の写しについて期日までに準備ができないときは、ひとまず当該試験に係る募集要項や募集通知等の写しを添付し、後日受験票が交付され次第、当該受験票の写しを当共済組合へ提出することとする。

3 事業所得に関する事項

事業所得（農業所得・不動産所得を含む。）については、当該事業に関する必要経費を差し引いた後の金額が、被扶養者認定における「所得」となります。

なお、所得の名義が異なる場合であっても、当該事業に係る貢献の度合いにより本人の所得とみなす場合があります。

① 事業所得（不動産所得）における必要経費の可否

種別	可否	種別	可否	種別	可否
売上原価	○	租税公課	×	接待交際費	×
給料・賃金	○	荷造運賃	×	損害保険料	×
外注工賃	○	水道光熱費	○	修繕費	○
減価償却費	×	旅費交通費	×	消耗品費	○
貸倒金	×	通信費	×	福利厚生費	×
利子割引料	×	広告宣伝費	×	雑費	×

★ このほか、上記の表に記載のない経費（地代家賃等）についても、扶養認定における必要経費としては認められない。

② 農業所得の算出における必要経費の可否

種別	可否	種別	可否	種別	可否
雇人費	○	素畜料	○	修繕費	○
小作料・貸借料	○	肥料費	○	動力光熱費	○
減価償却費	×	飼料費	○	作業用衣料費	×
貸倒金	×	リースター使用料	○	農業共済掛金	×
利子割引料	×	農具費	○	荷造運賃手数料	×
租税公課	×	農薬衛生費	○	土地改良費	○
種苗費	○	諸材料費	○	雑費	×

4 父母等の認定における留意点

父母の両方を認定する場合や、どちらか一方の者を認定する場合は、夫婦一体の原則に従い、以下の表に掲げる書類を添付してください。

区分	添付書類
<ul style="list-style-type: none"> ・父母の両方を同時に認定するとき ・既に父母の一方が認定されているとき ・所得要件により認定されていない父母がいるとき 	父母両方の収入を確認することができる書類が必要。
父母の一方が既に死亡しているとき	<ul style="list-style-type: none"> ・遺族年金や恩給扶助料等（以下「遺族年金等」という。）を受給している場合は、当該遺族年金等の年金受給額が確認できる書類を添付。

祖父母や曾祖父母、伯叔父母の場合についても、それぞれ同様となります。

5 対象者が別居中である場合に係る必要書類

資格調査の対象者が組合員と別居中である場合については、前記2に掲げる書類のほか、以下に掲げる書類が必要となります（学生及び生徒を除く。）。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・対象者に対して、組合員が送金により仕送りをしていることが確認できる書類
（例）振込用紙の控えの写し 預金通帳の写し・ただし、施設に入所をしている者については、施設入所に要する費用（金額不問）について組合員が負担をしている旨がわかる書類 |
| <p>【仕送りに関する留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none">・毎月の定期的な送金を原則とする。毎月の送金が難しい場合であっても、2か月に1回（年6回）以上の定期的な送金が必要。・組合員名義での送金を確認できないときは、組合員からの仕送りがあるものとは認められない。・手渡しによる場合は、仕送りの事実が客観的に把握できないため、組合員からの仕送りがあるものとは認められない。・別居の世帯において収入を有している場合で、仕送り額がその収入額と仕送り額との合計額の3分の1未満である場合は、組合員による扶養を受けているものとはみなされない。 |

6 その他連絡事項

- ① 調査書の提出後も、必要に応じて記載内容の確認や、追加の書類をお願いする場合があります。
- ② 調査の結果、扶養認定の要件を満たさないことが判明した場合は、被扶養者資格の取消の手続きを行っていただくこととなります。
- ③ 調査書に表示されている被扶養者について、今回の調査と行き違いで既に認定取消の手続きを行っている場合は、「扶養事実の申立欄」に認定取消年月日を朱書きで記入の上、提出してください（署名及び添付書類は不要）。
- ④ 給与所得者については、年間収入額が一時的に基準額を超えた場合であっても、「年収の壁・支援強化パッケージ」による特例措置に該当し、引き続き認定を受けることができる場合があります。詳しくは、勤務先の共済組合事務担当課へお問い合わせください。

新潟県市町村職員共済組合 保険課

〒950-8551 新潟県中央区新光町4番地1 新潟県自治会館本館4階